

温泉において発生する可燃性ガスに対する当面の暫定対策の骨子（案）

1. 暫定対策の考え方

- 可燃性ガス対策について、技術面・制度面の詳細を詰めて実施に移すまでの暫定的な性格のものであることにかんがみ、
 - ・ 対象を爆発・火災事故のリスクが高いケースに絞り込む。
 - ・ 既存施設については、運用面の対策と小規模な改修を中心とする。
 - ・ 対策の技術面の詳細について、一律の基準は設定しない。

2. 対策の内容

- ① 既存の温泉施設のうち、源泉等が屋内又は地下に設置されているものを把握する。
 - 「源泉等」とは、源泉、ガス分離器（セパレーター）、源泉タンク等の可燃性ガスが完全に分離されない状態の温泉又は分離された後の可燃性ガスを取り扱う設備とする。
 - 通常は温泉に相当量の可燃性ガスが含まれることはないと考えられる地域の温泉及び既に相当量の可燃性ガスを含まないことが確認されている温泉については、対象外とする。
- ② ①により把握された源泉等の管理者に対し、十分な換気、ガス検知器の設置、周辺での火気の使用禁止及び安全担当者の配置を要請する。

ただし、源泉等の管理者が温泉に可燃性ガスが含まれるかを検査し、相当量の可燃性ガスを含まないことが判明した施設は、要請の対象外とする。

 - 十分な換気、ガス検知器の設置、周辺での火気の使用禁止及び安全担当者の配置の具体的な方法は、当面の暫定対策であることにかんがみ、個々の施設の特性に応じて源泉等の管理者が判断する。

○ 可燃性ガスの検査方法及び「相当量」の判断基準は、以下のとおりとする。

- ・ 源泉のできる限り近く、貯湯槽等の可燃性ガスがたまりやすい場所において、携帯型ガス測定器を用いた検査を行うこととし、微量でも可燃性ガスを検知すれば、相当量の可燃性ガスを含むものと取り扱う。
- ・ ガス分離器が設置され、可燃性ガスが発生していることが明らかな温泉は、検査するまでもなく、相当量の可燃性ガスを含むものと取り扱う。

○ 要請に応じた措置を行わない施設については、温泉の汲上げの停止を要請する。

③ 新規に建設される温泉施設を対象として、「相当量の可燃性ガスを含む温泉については、当面、本格的な対策の方針が定まるまでの間は、源泉等を屋内又は地下に設置しない」よう要請する。

○ 通常は温泉に相当量の可燃性ガスが含まれることはないと考えられる地域については、対象外とする。

○ 本暫定対策が実施に移される時点において、未だ建設を開始していない施設のみを対象とする。なお、建設開始後の施設については、②の対象とする。

○ 可燃性ガスの検査方法及び「相当量」の判断基準は、原則として②と同様とする。